

■ 市民と市との協働指針(素案)パブリックコメント実施結果

1 実施期間及び提出意見

(1)意見の募集期間 平成23年5月23日～平成23年6月23日まで

(2)意見の提出者数及び件数 3名 12件

【意見の要旨と市の考え方】

	項目	意見
1	はじめに	<p>・「ここにお示しする指針は、まちづくり基本条例第5条、第14条第16条及び第17条の規定に基づき、協働のまちづくりを進めていくための基本的な考え方をまとめたものです。」と修正する。 また、各条文を囲い表示で紹介する。</p> <p>【理由】 「市政への市民参画ガイドライン」の「はじめに」でその根拠規定を明示しているのと同様に、本指針のまちづくり基本条例上の位置づけや根拠を示すことにより、市民と市の職員にとって、よりわかりやすくなると思われます。</p>
2		<p>・ 市民憲章の具現化と協働によるまちづくりについての記述を入れていただきたい。</p> <p>【理由】 ・ 市民憲章は、理想とする花巻市の実現を目指して制定されたものです。 ・ 市民憲章運動推進協議会は、市民憲章の理念とする豊かで住みよい明るいイーハトーブ花巻の実現を目指して組織されたもので、多くの市民が気軽に会員となれるような仕組みとして、他の団体では例の少ない個人会員を設け、会費も1口1,000円とし、多くの市民の加入を想定したものでした。 ・ 市民憲章運動は、実践活動が伴わないとイーハトーブ花巻の実現は難しいものと思ひます。23年度の事業計画に一部実践活動が取り入れられたことは、歓迎すべきことと思ひます。 ・ 市長さんも、助役さんも、議長さんも、全職員が個人会員として加入し、市民憲章の具現化と協働によるまちづくりを進めることが重要であると思ひます。</p>
3	<p>第1章 1 協働が必要とされる背景 (1)市民ニーズの多様化</p>	<p>・「従来、公共サービスはもっぱら行政により提供されてきましたが、多様な市民ニーズに対応したまちづくりを進めていくためには、・・・ ・・・市民も主体的にまちづくりに参画し、・・・」と修正する。</p> <p>【理由】 素案では「限られた財源の中で、・・・」とされていますが、この発想ですと、「行政経費の節減のために協働を進める」ことになりかねません。以前は花巻に限らず多くの自治体で「コスト削減のために、ボランティアだから人件費が不要で、直接事業をやったり企業に発注するよりも安い方法」として協働を進める風潮がありましたが、最近ではこの考えは誤りであることが浸透してきました。 ここでは、「多様化した市民ニーズに適切に対応するため」に協働を進めることが必要であることを記述すれば十分ですから、「限られた財源の中で」との記述は削除することが適切と思われます。 なお、協働によって効率的に市民ニーズが解決すれば、結果的にコストが削減されることは考えられますが、それは「結果」であって「目的」ではありません。 また、市のまちづくり基本条例では「参加」ではなく「参画」に用語を統一しているはずですので、今回もそれに倣うべきと思われます。</p>
4	<p>第1章 (2)住みよい地域づくりの広がり</p>	<p>・「市では、各地域のコミュニティ会議を中心とした、市民の力で自立した地域づくりを行うための体制の整備と推進を図ってきました。また、多くの市民活動団体がまちづくり活動を展開し、事業者も多くの社会貢献活動に取り組んでいます。 そのような中で・・・」と修正する。</p> <p>【理由】 花巻市では、コミュニティ会議による地域主体のまちづくりが進められていますが、それと同時に、県内で2番目に多くNPO法人が設立されているほか、多くの市民活動団体が市社会福祉協議会にボランティア登録してまちづくり活動を展開し、社会福祉法人が数多くの福祉施設を運営しているほか、一般企業も多くの社会貢献事業に取り組んでいます。 このため、コミュニティ会議の状況に加えて、このような市民活動団体や事業者の活動状況も紹介することにより、「住みよい地域づくりの広がり」を充実させることができ、協働の必要性や背景について、一層市民の理解を得ることができるようになると思われます。</p>

<p>第1章 2 協働により期待される効果</p> <p>5</p>	<p>・市民と市が協働のまちづくりに取り組むことで、次のような効果が期待されます。</p> <p>(1) 個人にとって</p> <p>① ニーズに合った、きめ細やかで多様な公共サービスを受けられます。</p> <p>② 自治会・コミュニティ会議の活動、市民活動などに参加する機会が増え、自治意識の醸成や地域の再生につながります。</p> <p>③ 市民が主体となった新しいまちづくりに参画することができます。</p> <p>(2) コミュニティ会議など、地域団体にとって</p> <p>① 地域のニーズに合った、きめ細やかで多様な公共サービスを受けられます。</p> <p>② 住民が課題を話し合い解決していくことで一体感が醸成され、コミュニティ活動が活発になります。</p> <p>③ 地域の力が高まり、組織のレベルアップを図ることも可能になります。</p> <p>(3) 市民活動団体にとって</p> <p>① 専門的な知識と経験を活かして、市民にきめ細やかで多様な公共サービスを提供することができます。</p> <p>② 市との相互理解が図られ、市民に認知されて社会的信頼が増すことにより、効果的に活動を展開することができます。</p> <p>(4) 事業者にとって</p> <p>① その専門性を活かして、市民にきめ細やかで多様な公共サービスを提供することができます。</p> <p>② 地域社会の一員として地域に貢献する機会が増加します。</p> <p>③ 社会貢献活動を行うことで市民の理解や社会的信頼が高まっていきます。</p> <p>(5) 学校にとって</p> <p>① その知識と動員力を活かして、市民にきめ細やかで多様な公共サービスを提供することができます。</p> <p>② 地域社会の一員として地域に貢献する機会が増加します。</p> <p>③ 社会貢献活動を行うことで市民の理解や社会的信頼が高まっていきます。</p> <p>(6) 市にとって</p> <p>① 市民ニーズに沿ったよりきめ細かな対応により、多様な公共サービスを効果的に提供することができます。</p> <p>② その一部を市民に委ねるなど事務事業を見直すことにより、効率的な行政運営を行うことができます。」と修正する。</p> <p>【理由】</p> <p>市の素案と県のマニュアルでは期待する効果を包括的に記述していますが、北上市と一関市の例では市民と市にとっての効果に区分して記述しており、市民や市の職員が自分達にとっての効果を理解しやすくなっています。</p> <p>例えば「公共サービスの向上」について、市の素案では市にとっての効果だけを記述していますが、市民にとっては「ニーズに沿ったきめ細かなサービスを受けることができる」という大きな効果を期待することができますから、この点も併せて記述すると市民の理解が得やすくなります。</p> <p>このため、市民と市にとっての効果が分かりやすい表現に修正することを提案します。</p> <p>また、市素案の「協働が必要とされる背景」で一番に「市民ニーズの多様化」を掲げているように、協働の効果として最も期待することは「公共サービスの向上」だと思えます。</p> <p>このため、「公共サービスの向上」を効果の最初に記述することを提案します。</p> <p>なお、コミュニティ会議、市民活動団体や事業者にとって「評価が向上」することは嬉しいのですが、それを期待して協働に取り組むのではないと思えます。市民や市に理解と信頼をいただくことによって活動がより一層展開しやすくなり、その「思い」が実現されやすくなることを期待したいと思います。</p> <p>このため、「評価が高まる」を「社会的信頼が高まる」と修正することを提案します。</p> <p>さらに、協働によって効率的に市民ニーズが解決すれば、効率的な行政運営を実現することになり、結果的にコストが削減されることは考えられますが、それは「結果」であって「目的」ではありません。結果としてそうなれば市民にとっても嬉しいことですが、それが目的化してしまう心配がありますので、ここでは削除し、「効率的な行政運営」を掲げるだけで十分と思われ</p>
--	---

6	<p>第2章 5 協働の形態</p>	<p>・[共催] 市民と市が共に主催者となり、事業を行う形態です。企画検討段階から実施・終了まで協力し合い、お互いの特性を活かした役割分担により行うことで、単独で行うよりも事業の充実が図られます。</p> <p>[委託] 市が担うべき公共的課題を解決するため、課題を共有する様々な主体にこれまで市が行ってきた業務を契約により事業を委ねる形態です。企画検討段階から実施・終了まで協力し合い、市民のもつ柔軟性や当事者性などの特性が発揮されることで、効果的かつきめ細かなサービスの提供が期待できます。」と修正する。</p> <p>【理由】 協働の形態のうち「共催」については、案の内容と現状では大きな違いがあります。案では「共に主催者となる」「互いの特性を活かして役割分担」と記述していますが、実際には「後援」とほぼ同様に、市民が主体となって企画・検討した事業に名義だけ後付けし、実施段階でも会場を提供するだけという例が大部分になっています。 これを廃し、真に協働する「共催」に変えるためには、北上市と同様に、企画・検討段階から実施・終了まで協力し合うことを明記するとともに、市民と市の意識改革を徹底することが必要です。 また、「委託」は、他の協働形態と異なり、「契約」が必要になります。案ではこの点が欠けていますので、県にになって追記するべきと考えます。 なお、本来市が行うべき事業を市民に委ねるので、役割分担を明確にして、市も企画・検討段階から実施・終了まで参画することが必要です。</p>
7		<p>・委託について、行政で立ち入れる分、団体（農協も含めて）、企業に実業務の委託をするなどの区別をしっかりとすべきではと思います。 例 まちづくり部生涯学習課 ⇒ 企画事業管理に 土・日の施設運営、受付を民間委託で など</p>
8	<p>第3章 1 協働の考え方 ・課題整理・改善</p>	<p>・ワンフロア業務を例にあげますが、見直して、ああ良かった・・・ではなく、1日1日の業務をよくみて無理にワンフロアにしなくてもいいものはしないようにすべきだと思います。</p>
9	<p>第3章 2 推進方針</p>	<p>(2) 市の取り組み 市は、公共サービスの向上のために協働のまちづくりを積極的に進めるとともに、協働しやすい環境の整備や、市民及び市の職員の意識の醸成を図ります。</p> <p>① 市民ニーズを把握し、施策に反映します。 ・市民と市が相互に情報の提供と共有を行い、市民ニーズの把握に努め、施策に反映します。</p> <p>② 協働の視点による事務事業の見直しと、協働の積極的な導入を進めます。 ・現在市が主体となって行っている事務事業について協働の視点による点検・見直しを行い、市民ニーズを解決するうえで市民との協働に変えたほうが良いと判断されるものについては、積極的に協働の取組みに転換していきます。</p> <p>③ 市民への情報の発信により協働意識の醸成を図ります。 ・策定した協働指針の市民への周知を図ります。 ・広報紙による協働の実施や支援制度のお知らせなど、情報の発信を図ります。 ・市民が協働をイメージしやすい事例の紹介により協働意識の共有を図ります。</p> <p>④ 市民が協働に取り組みやすい環境の整備を図ります ・花巻市コミュニティ地区条例のもと、市民主体のまちづくりを支援します。 ・市民の自主性・自立性を尊重し、公益的な活動を支援します。</p> <p>⑤ 職員の意識改革と人材育成を図ります ・協働に係る職員向け研修会の開催などにより、職員の意識改革を図ります。 ・職員の研修会派遣や社会貢献活動等への参加奨励により、人材の育成を図ります。</p> <p>⑥ 協働で事業を行うための方法と手続きについて、必要な措置を講じます。 ・本指針の具体的な運用方法等について別に定め、市民や市職員に協働の具体的な取組み方を提示し、協働の着実な実践を図ります。」と修正する。</p>

		<p>【理由】 「推進方針」の「市の取組み」については、大きな問題があると思います。協働を推進するための行政の取組みは、大別して次の2項目が考えられます。 ①自らの事務事業の「協働化」を推進する ②市民と市が協働しやすい環境を整備する</p> <p>県、北上、一関では①と②の両方について規定していますが、花巻では②のみの内容となっており、市自らの事務事業の協働化を進めようとする意思がまったく示されていません。市民に協働を推進するよう呼びかけ、職員の意識改革も記述されてはいますが、市として事務事業を「市民と協働で進めよう」とはなっていません。</p> <p>現在の「推進方針」は、まるで「協働は市民が主体的に取り組むべきもので、市はそれを理解して受け身で対処するもの」という、一方通行と考えているように受け取られます。それは、「協働の範囲」で示されている「A市民の主体的な取組みに市の協力を得るもの」だけを意味し、「B市民と市が互いに特性を活かし、協力して取り組むもの」や「C市の取組みに市民の協力を得るもの」を自ら放棄した、不十分な方針と言わざるを得ません。</p> <p>例えば北上市では、市が公共サービスの向上のために協働によるまちづくりを積極的に進めるとともに、協働を進めるためのシステムづくりに積極的に取り組むことを明記しており、その成果として、平成20年度の実績で市から発信した協働事業は144件、事業費約7.3億円にのぼっています。このため、北上や一関を参考に、①自らの事務事業の「協働化」を推進することについて明確に追記する必要があると思います。</p> <p>「協働の考え方」を実現するためには、市民・市の大幅な意識改革と具体的・詳細な仕組みづくりとそのマネジメントが必要不可欠です。そのため、県ではマニュアル、北上では「手順書」、一関では「アクションプラン」でそれぞれ詳細な進め方を示しています。</p> <p>市では、「市政への市民参画ガイドライン」の策定の際には、その具体的な運用方法について「運用マニュアル」としてわかりやすく示しており、現在、この「ガイドライン」と「運用マニュアル」で実践されています。この「協働指針」においても、同様に「運用マニュアル」を策定し、市民や市職員に協働の具体的な取組み方を提示し、着実な実践を図る必要があります。</p>
10		<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民が市に対して協働を求める場合の手続き、手順、窓口を明示していただきたい。
11	<p>第3章 2 推進方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市職員の小コミュニティ地区担当を配置していただきたい。 <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 花巻市の地域を小コミュニティ地区(自治会、行政区エリア)、中コミュニティ地区(振興センターエリア)、大コミュニティ地区(旧市町エリア)とした場合、小コミュニティ地区の課題を協働による手法で解決することが多くあると思われますが、数多くの小コミュニティ地区の協働に花巻市がきめ細かく対応するためには、現在配置されている地域支援監の数では不足すると思われます。 ・ 小コミュニティ地区担当を配置することによって、話し合いや、調査、課題の分析にきめ細かく対応でき、本来目指している協働によるまちづくりが促進されると思われます。
12		<ul style="list-style-type: none"> ・ 小コミュニティ地区がまちづくり、地域づくりの基本的単位と考えられますので、地域づくりの主体的な役割を担っている、自治会、町内会等の自治組織の育成を図っていただきたい。